

農林水産省知的財産戦略本部の設置について
～知的財産の積極的な活用による「攻めの農林水産業」の展開～

平成18年2月23日

1 趣旨

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心等農林水産業・食品産業関係者の努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられた他国に類を見ない特質・強さを有しており、これは我が国にとっての貴重な知的財産と考えられる。

知的財産権の取得・保護のための法制度の整備や、DNA品種識別技術の開発等が進み、我が国農林水産物・食品の特質・強さを知的財産権として権利化し、「守り」と「攻め」の両面で積極的に活用できる環境が急速に整っている。

このため、知的財産の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等、「攻めの農林水産業」の展開に向けた重要な政策課題と考えられることから、省内に「農林水産省知的財産戦略本部」（以下「本部」という。）を設置し、知的財産に関する施策を強力に推進することとする。

2 構成

(1)本部は、以下をもって構成する。

本部長：三浦農林水産副大臣

副本部長：金子農林水産大臣政務官

本部長補佐：農林水産事務次官

本部員：官房長、総括審議官、総括審議官(国際)、技術総括審議官、統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、関東農政局長

(2)本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成は別紙(略)のとおりとする。

(3)本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することが出来るものとする。

3. 事務局

本部の事務局(庶務)は、生産局総務課の協力を得て、生産局種苗課において行う。

農林水産省知的財産戦略本部における検討事項

1. 戦略の方向性

- (1) 農林水産業・食品産業のグローバル化、輸出促進等に対応した海外における権利取得・活用の促進
- (2) 知的財産の活用による産地育成と消費者の信頼確保 等

2. 具体的課題

- (1) 植物新品種の育成者権の保護・活用
 - ① 輸出差止制度の新設(種苗法違反物品に関し関税法改正)
 - ② 中国・韓国等への働きかけ
 - ③ DNA品種識別技術の開発 等

- (2) 地域ブランド戦略
 - ① 地域団体商標制度の戦略的活用・支援(商標法改正、本年4月施行)
 - ② 地域ブランドの啓発・普及 等

- (3) 特許等技術移転の促進

- (4) 知的財産に関する普及啓発、人材育成

- (5) 家畜の遺伝資源の保護対策の検討 等